

ノバルロン (案)

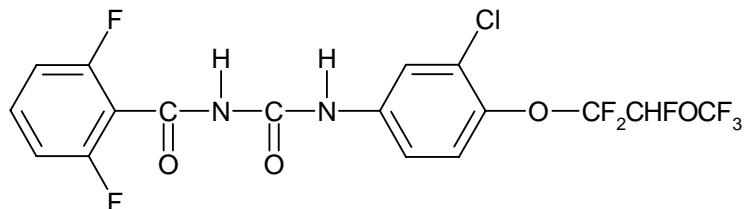
1. 品目名：ノバルロン (Novaluron)

2. 用途：殺虫剤

ジフルベンゾイルウレア系殺虫剤である。作用機構は鱗翅目、甲虫目、半翅目及び双翅目に属する様々な昆虫の幼虫に対して、アセチルグルコサミンの生成を阻害することと考えられている。

3. 化学名：(R S)-1-[3-クロロ-4-(1,1,2-トリフルオロ-2-トリフルオロメトキシエトキシ)フェニル]-3-(2,6-ジフルオロベンゾイル)ウレア

4. 構造式及び物性



分子式 C₁₇H₉ClF₈N₂O₄

分子量 492.7

水溶解度 0.003mg/L (20°C)

分配係数 log₁₀Pow=4.3

(メーカー提出資料より)

5. 適用病害虫の範囲及び使用方法

本薬の適用病害虫の範囲及び使用方法は以下のとおり。

作物名、**適用病害虫名**となっているものについては、今回農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）に基づく適用拡大申請がなされたものを示している。

なお、本剤は以前の改正において平成 16 年 2 月 5 日付け食安発第 0205001 号「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針について」に基づき、りんご及びなしに設定されている残留基準の変更が要請されたことから、海外における使用方法も記載している。

(1) 国内における使用方法

①8.5%ノバルロン乳剤

作物名	適用 病害虫名	希釀 倍数	使用液量	使用時期	本剤の 使用回数	使用 方法	ノバルロン を含む農薬の 総使用回数
キャベツ	コナガ アオムシ ヨトウムシ ハスモンヨトウ	2000～ 3000 倍	100～300 L/10a	収穫 7 日前まで	3 回以内	散布	3 回以内
	コナジラミ類 オオタバコガ ハモグリバエ類 ハスモンヨトウ						
なす	コナジラミ類 オオタバコガ ハモグリバエ類 ハスモンヨトウ	2000 倍	100～300 L/10a	収穫前日まで	4 回以内	散布	4 回以内
	コナジラミ類 オオタバコガ ハスモンヨトウ						
トマト ミニトマト	ハモグリバエ類 ミカンキイロアザミウマ	2000 倍					
	ピーマン						
いちご	ミカンキイロアザミウマ	3000 倍					
てんさい	ヨトウムシ	2000～ 3000 倍		収穫 7 日前まで	2 回以内		2 回以内

(2) 米国におけるりんご及びなしについての使用方法

①7.5%ノバルロン顆粒水和剤

作物名	適用病害虫名	製剤使用量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法
りんご なし	ハモグリガ類	123～370 g/10a	収穫 14 日前まで	3 回以内	散布
	ナシキジラミ	247～493 g/10a			
	コドリンガ	179～370 g/10a(東部) 280～493 g/10a(西部)			
	<i>Choristoneura rosaceana</i>				
	<i>Pandemis pyrusana</i>				
	カスピカメムシ	179～493 g/10a			
	リンゴシロヨコバイ				
	<i>Argyrotaenia velutinana</i>				
	<i>Archips argyrospila</i>				
	<i>Platynota flavedana</i>				
	<i>Platynota idaeusalis</i>	179～370 g/10a			
	リンゴシロヒメハマキ				
	ナシヒメシクイ				

使用量：1シーズンあたり 1.435 kg/10a 未満（有効成分として、1シーズンあたり約 108 g/10a）

6. 作物残留試験結果

(1) 分析の概要

① 分析対象の化合物

ノバルロン

② 分析法の概要

試料を含水アセトニトリルで抽出した後、C18 ミニカラム及びNH2 ミニカラムで精製し、高速液体クロマトグラフ（UV）を用いて定量する。

定量限界 0.01ppm

なお、米国においては、試料を含水メチルアルコールで抽出した後、NH2 ミニカラムで精製し、ガスクロマトグラフ（ECD）を用いて定量する方法を採用している。

定量限界 0.05ppm

(2) 作物残留試験結果

① キャベツ

キャベツを用いた作物残留試験(2例)において、8.5%乳剤の2,000倍希釈液を3回散布(200L/10a)したところ、散布後7～21日の最大残留量は0.28、0.32ppmであった。

②なす

なすを用いた作物残留試験(2例)において、8.5%乳剤の2,000倍希釈液を4回散布(183~210L/10a)したところ、散布後1~7日の最大残留量は0.12、0.16ppmであった。

③トマト

トマトを用いた作物残留試験(2例)において、8.5%乳剤の2,000倍希釈液を4回散布(200~323L/10a)したところ、散布後1~7日の最大残留量は0.16、0.32ppmであった。

④てんさい

てんさいを用いた作物残留試験(2例)において、8.5%乳剤の2,000倍希釈液を2回散布(150L/10a)したところ、散布後7~21日の最大残留量は<0.01、<0.01ppmであった。

⑤ピーマン

ピーマンを用いた作物残留試験(2例)において、8.5%乳剤の3,000倍希釈液を4回散布(200L/10a)したところ、散布後1~7日の最大残留量は0.14、0.24ppmであった。

⑥いちご

いちごを用いた作物残留試験(2例)において、8.5%乳剤の2,000倍希釈液を4回散布(200~280L/10a)したところ、散布後1~7日の最大残留量は0.66、0.83ppmであった。

⑦ミニトマト

ミニトマトを用いた作物残留試験(2例)において、8.5%乳剤の2,000倍希釈液を4回散布(250~300L/10a)したところ、散布後1~7日の最大残留量は0.42、0.73ppmであった。

注) 最大残留量：当該農薬の申請の範囲内で最も多量に用い、かつ最終使用から収穫までの期間を最短とした場合の作物残留試験（いわゆる最大使用条件下の作物残留試験）を実施し、それぞれの試験から得られた残留量。

(参考：平成10年8月7日付「残留農薬基準設定における暴露評価の精密化に関する意見具申」)

これらの試験結果の概要については、別紙1-1、海外で実施された作物残留試験成績の結果の概要については、別紙1-2を参照。

7. AD I の評価

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 1 号に基づき、平成 19 年 6 月 25 日付け厚生労働省発食安第 0625002 号により食品安全委員会あて意見を求めたノバルロンに係る食品健康影響評価について、以下のとおり評価されている。

無毒性量：1.1 mg/kg 体重/day

(動物種) ラット

(投与方法) 混餌投与

(試験の種類) 慢性毒性/発がん性併合試験

(期間) 52 週間（慢性毒性）/24 カ月間（発がん性）

安全係数：100

AD I : 0.011 mg/kg 体重/day

8. 諸外国における状況

2005 年に JMP R における毒性評価が行われ、AD I が設定されている。国際基準は綿実、じゃがいも等に設定されている。

米国、カナダ、欧州連合（EU）、オーストラリア及びニュージーランドについて調査した結果、米国において、ばれいしょ、りんご等に基準値が設定されており、オーストラリアにおいて綿実等に基準値が設定されている。

9. 基準値案

（1）残留の規制対象

ノバルロン本体

なお、食品安全委員会によって作成された食品健康影響評価においては、暴露評価対象物質としてノバルロンを設定している。

（2）基準値案

別紙 2 のとおりである。

（3）暴露評価

各食品について基準値案の上限まで又は作物残留試験成績等のデータから推定される量のノバルロンが残留していると仮定した場合、国民栄養調査結果に基づき試算される、1 日当たり摂取する農薬の量（推定摂取量（EDI））の AD I に対する比は、以下のとおりである。詳細な暴露評価は別紙 3 参照。

なお、本暴露評価は、各食品分類において、加工・調理による残留農薬の増減が全くないとの仮定の下に行った。

	E D I ／ A D I (%) ^{注)}
国民平均	23. 2
幼小児（1～6歳）	65. 5
妊婦	23. 4
高齢者（65歳以上）	22. 3

注) 作物残留試験成績がある食品についてはE D I 試算、それ以外の食品についてはT M D I 試算を行った。なお、「牛の筋肉」等畜産物については、J M P Rにおいて評価がなされていることから、E D I 試算を行うにあたって、同評価に採用されている「管理試験の中央値（S T M R ; Supervised trial median residue）」を用い、国内の食品摂取量に基づき評価を実施した。本剤の評価に当たっては、食肉中の筋肉及び脂肪についてそれぞれの摂取比率を80%、20%として試算した。なお、高齢者については畜水産物の摂取量データがないため、国民平均の摂取量を参考とした。

(別紙1-1)

ノバルロン作物残留試験一覧表

農作物	試験圃場数	試験条件				最大残留量 (ppm)
		剤型	使用量・使用方法	回数	経過日数	
キャベツ	2	8.5%乳剤	2000倍散布 200L/10a	3回	<u>7</u> , 14, 21日	圃場A:0.28 圃場B:0.32
なす	2	8.5%乳剤	2000倍散布 183-210L/10a	4回	<u>1</u> , 3, 7日	圃場A:0.12 圃場B:0.16 (4回、3日)
トマト	2	8.5%乳剤	2000倍散布 200-323L/10a	4回	<u>1</u> , 3, 7日	圃場A:0.16 (4回、7日) 圃場B:0.32
てんさい	2	8.5%乳剤	2000倍散布 300L/10a	2回	<u>7</u> , 14, 21日	圃場A:<0.01 圃場B:<0.01
ピーマン	2	8.5%乳剤	3000倍散布 200L/10a	4回	<u>1</u> , 3, 7日	圃場A:0.14 圃場B:0.24
いちご	2	8.5%乳剤	2000倍散布 200~280L/10a	4回	<u>1</u> , 3, 7日	圃場A:0.66 圃場B:0.83
ミニトマト	2	8.5%乳剤	2000倍散布 250~300L/10a	4回	<u>1</u> , 3, 7日	圃場A:0.42 圃場B:0.73 (4回、3日)

最大使用条件下の作物残留試験条件に、アンダーラインを付している。

なお、食品安全委員会農薬専門調査会の農薬評価書「ノバルロン」に記載されている作物残留試験成績は、各試験条件における残留農薬の最高値及び各試験場、検査機関における最高値の平均値を示したものであり、上記の最大残留量の定義と異なっている。

(別紙1-2)

ノバルロン海外作物残留試験一覧表

農作物	試験 圃場	試験条件				最大残留量 (ppm)
		剤型	使用量・使用方法	回数	経過日数	
りんご	1	7.5%顆粒水和剤	89倍希釀 43.9~45.0L/10a	3回	14日	圃場A:0.734
りんご	1	7.5%顆粒水和剤	93倍希釀 46.8~47.0L/10a	3回	14日	圃場A:0.774
りんご	1	7.5%顆粒水和剤	96倍希釀 48.1~49.9L/10a	3回	14日	圃場A:0.503
りんご	1	7.5%顆粒水和剤	98倍希釀 49.9~50.2L/10a	3回	14日	圃場A:0.670

最大使用条件下の作物残留試験条件に、アンダーラインを付している。

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	作物残留試験成績 ppm	
はれいしょ さといも類(やつがしらを含む) かんしょ やまいも(長いもをいう) その他のいも類	0.05 0.05 0.05 0.05 0.05	0.05 0.05 0.05 0.05 0.05		0.01 0.05 0.05 0.05 0.05	アメリカ アメリカ アメリカ アメリカ アメリカ	【<0.01 (14data)】 【米国のじゃがいも参照】 【米国のじゃがいも参照】 【米国のじゃがいも参照】 【米国のじゃがいも参照】	
てんさい	0.05	0.05	○			<0.01, <0.01	
はくさい キャベツ 芽キャベツ カリフラワー ブロッコリー その他のあぶらな科野菜		1	1 ○		0.50 0.50 0.50 0.50 0.50 0.50	アメリカ アメリカ アメリカ アメリカ アメリカ アメリカ	0.28, 0.32
トマト ピーマン なす	2 0.5 0.5	1 申 ○	○・申 申 ○	0.02		0.15, 0.32 (トマト)、0.42, 0.73 (ミニトマト) 0.14, 0.24 0.12, 0.16	
その他のうり科野菜	0.05	0.05			0.05	アメリカ	
しょうが えだまめ	0.05 0.01	0.05			0.05 0.01	アメリカ	
その他の野菜	0.05	0.05			0.05	アメリカ	
りんご 日本なし 西洋なし マルメロ びわ	3 3 3 3 3	3 3 3 3 3	○ ○ ○ ○ ○	3 3 3 3 3	2.0 2.0 2.0 2.0 2.0	アメリカ アメリカ アメリカ アメリカ アメリカ	【0.734, 0.774, 0.503, 0.670】
いちご	2		申				0.66, 0.83
綿実	1	1		0.5	0.60	アメリカ	
その他のスパイス その他のハーブ	0.05 0.05	0.05 0.05					
牛の筋肉 豚の筋肉 その他の陸棲哺乳類の筋肉	0.7 0.7 0.7	0.7 0.7 0.7		0.7 0.7 0.7	0.60 0.01 0.60	アメリカ アメリカ アメリカ	
牛の脂肪 豚の脂肪 その他の陸棲哺乳類の脂肪	10 10 10	10 10 10		10 10 10	11 0.05 11	アメリカ アメリカ アメリカ	
牛の肝臓 豚の肝臓 その他の陸棲哺乳類の肝臓	0.7 0.7 0.7	0.7 0.7 0.7		0.7 0.7 0.7	1.0 0.01 1.0	アメリカ アメリカ アメリカ	
牛の腎臓 豚の腎臓 その他の陸棲哺乳類の腎臓	0.7 0.7 0.7	0.7 0.7 0.7		0.7 0.7 0.7	1.0 0.01 1.0	アメリカ アメリカ アメリカ	
牛の食用部分 豚の食用部分 その他の陸棲哺乳類の食用部分	0.7 0.7 0.7	0.7 0.7 0.7		0.7 0.7 0.7	0.60 0.01 0.60	アメリカ アメリカ アメリカ	
乳	0.4	0.4		0.4	1.0	アメリカ	
鶏の筋肉 その他の家きんの筋肉	0.01 0.01	0.01 0.01		0.01 0.01	0.03 0.03	アメリカ アメリカ	
鶏の脂肪 その他の家きんの脂肪	0.01 0.01	0.01 0.01		0.01 0.01	0.40 0.40	アメリカ アメリカ	
鶏の肝臓 その他の家きんの肝臓	0.01 0.01	0.01 0.01		0.01 0.01	0.04 0.04	アメリカ アメリカ	
鶏の腎臓 その他の家きんの腎臓	0.01 0.01	0.01 0.01		0.01 0.01	0.04 0.04	アメリカ アメリカ	
鶏の食用部分 その他の家きんの食用部分	0.01 0.01	0.01 0.01		0.01 0.01	0.04 0.04	アメリカ アメリカ	
鶏の卵 その他の家きんの卵	0.01 0.01	0.01 0.01		0.01 0.01	0.05 0.05	アメリカ アメリカ	

現行基準の項に記載されている残留基準値は平成19年厚生労働省告示第206号による改正後の残留基準を掲載している。

(別紙3)

ノバルロン推定摂取量(単位: $\mu\text{g}/\text{人}/\text{day}$)

食品群	基準値案 (ppm)	暴露評価に 用いた数値 (ppm)	国民平均 TMDI	国民平均 EDI	幼小児 (1~6歳) TMDI	幼小児 (1~6歳) EDI	妊婦 TMDI	妊婦 EDI	高齢者 (65歳以上) TMDI	高齢者 (65歳以上) EDI
ばれいしょ	0.05	0.01	1.8	0.4	1.1	0.2	2.0	0.4	1.4	0.3
さといも類(やつがしらを含む)	0.05	・0.05	0.6	0.6	0.3	0.3	0.4	0.4	0.9	0.9
かんしょ	0.05	・0.05	0.8	0.8	0.9	0.9	0.7	0.7	0.8	0.8
やまいも(長いも)	0.05	・0.05	0.1	0.1	0.0	0.0	0.1	0.1	0.2	0.2
その他のいも類	0.05	・0.05	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
てんさい	0.05	0.01	0.2	0.0	0.2	0.0	0.2	0.0	0.2	0.0
キャベツ	1	0.3	22.8	6.8	9.8	2.9	22.9	6.9	19.9	6.0
トマト	2	0.58	48.6	14.1	33.8	9.8	49.0	14.2	37.8	11.0
ピーマン	0.7	0.19	3.1	0.8	1.4	0.4	1.3	0.4	2.6	0.7
なす	0.5	0.14	2.0	0.6	0.5	0.1	1.7	0.5	2.9	0.8
その他のうり科野菜	0.05	・0.05	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.0	0.0
しょうが	0.05	・0.05	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
えだまめ	0.01	・0.01	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
その他の野菜	0.05	・0.05	0.6	0.6	0.5	0.5	0.5	0.5	0.6	0.6
りんご	3	0.65	105.9	22.9	108.6	23.5	90.0	19.5	106.8	23.1
日本なし	3	・3	15.3	15.3	13.2	13.2	15.9	15.9	15.3	15.3
西洋なし	3	・3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
マルメロ	3	・3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
びわ	3	・3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
いちご	2	0.75	0.6	0.2	0.8	0.3	0.2	0.1	0.2	0.1
綿実	1	・1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
その他のスパイス	0.05	・0.05	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
その他のハーブ	0.05	・0.05	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
陸棲哺乳類の肉類(注)	10	筋肉0.19 /脂肪4.1	562.0	54.6	324.0	31.5	597.0	58.0	562.0	55.5
陸棲哺乳類の内臓	0.7	0.26	1.1	0.4	0.4	0.2	0.8	0.3	1.1	0.4
陸棲哺乳類の乳類	0.4	0.2	57.1	28.5	78.8	39.4	73.2	36.6	57.1	28.5
家禽の肉類	0.4	0.005	8.1	0.1	7.4	0.1	6.5	0.1	8.1	0.1
家禽の卵類	0.1	0	2.0	0.0	1.5	0.0	1.9	0.0	2.0	0.0
計			833.9	148.1	584.1	124.4	865.4	155.7	821.0	145.4
ADI比(%)			142.2	25.3	336.1	71.6	141.5	25.5	137.7	24.4

※:個別の作物残留試験成績がなく、基準値(案)の数値を用いたものは(・)を入れた。

注:「牛の筋肉」等畜産物については、TMDI計算では「牛・豚・その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉及び脂肪」等の摂取量にその範囲の基準値案で最も高い値を乗じた。また、高齢者における畜産物の摂取量は国民栄養調査結果の特別集計を依頼していなかったことから得られていないため、「国民平均」の値を用いた。

TMDI:理論最大1日摂取量(Teoretical Maximum Daily Intake)

EDI:推定1日摂取量(Estimate Daily Intake)

答申(案)

ノバルロン

食品名	残留基準値
	ppm
トマト	2
ピーマン	0.5
えだまめ	0.01
いちご	2